福岡市住宅都市局 地域計画課長

地域まちづくり計画(特定まちづくりルール)の周知について(依頼)

日頃より、本市地域まちづくりにご協力いただき、ありがとうございます。

現在、下記地域まちづくり協議会では、同エリアにおいて、「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づく「地域まちづくり計画(特定まちづくりルール)」(以下「本ルール」という。) を策定し、実現に向けた活動に取り組んでいるところです。

本ルールは、地域主体のまちづくりを推進するために、特に必要な建築等行為に係るルールを地域まちづくり協議会が策定し、本市に登録しているものです。

つきましては、**下記エリア内で協議対象行為に該当する場合は**、事業者等と地域まちづく り協議会との事前協議が必要となりますので、計画の段階で早めに、**各まちづくり協議会へ お問い合わせ頂きますよう**お願い申し上げます。(協議対象行為の確認は不要です。)

合わせて、会員様等へ周知もよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、福岡市ホームページでも掲載しております。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/chiikikeikaku/chikeihp/01/

tiikimatidukurikeikakunotourokuseido.html





記

協議会名 及び 連絡先	エリア	【参考】協議対象行為
草ヶ江校区まちづくり協議会 (092-262-0825)	草ヶ江1、2丁目の一部 六本松1~4丁目の一部 谷1、2丁目の一部	○高さが10mを超える建築物の建築及び修繕 ○面積が2,000㎡以上の敷地で行われる建築物の 建築及び修繕
箱崎まちづくり委員会 (092-641-0525)	箱崎1~3、6丁目の一部	○建築物の新築、建替え、10㎡を超える増築、 用途の変更 ○まちなみに影響を与える増築・修繕等 ○工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造
香陵校区まちづくり協議会 (092-663-4485)	香椎浜1丁目の一部、 4丁目	○建築物の新築、建替え、10㎡を超える増築、 用途の変更○まちなみに影響を与える増築・修繕○工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造
西中洲地区街づくり協議会 (092-761-0085)	西中洲の一部	○建築物の新築、増築、改築、移転、用途の変更 ○まちなみ景観に影響を与える用途の変更 ○工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造
天神明治通り街づくり協議会 (092-737-6188)	天神1、2丁目の一部	○地区整備計画の策定○個別の新築事業計画

<本ルールに関するお問合せ先>

各まちづくり協議会

<「福岡市地域まちづくり推進要綱」に関するお問合せ先>

福岡市住宅都市局 地域計画課 (担当)山中、寺岡 TEL 092-711-4430